

文政六年紀州百姓一揆覺書

——地藏ノ辻をめぐつて——

文政六年紀州百姓一揆覺書

——地藏ノ辻をめぐつて——

文政六年紀州百姓一揆覺書

——地藏ノ辻をめぐって——

庄田平助

一、まえがき

私達の幸校（和歌山市立伏虎中學校）は、今は戦災で焼けてしまった和歌山城のすぐそばに建っている。その校門から千米ばかり離れた所に「地藏の辻」と呼ばれる四つ辻があつて、そこには「従是北直川觀音道」と書かれる道しるべと、地藏さんを安置したお堂が建っている。今はほとんどの人が見すごして通つてくるこの地藏ノ辻。たまに地藏さんに眼をとめても、「あれ、今日は良い前掛をかけてもらつているなあ」という位にしか考えないような地藏ノ辻。だが、この場所にも私達の祖先の輝やかしい歴史が秘められていることを子供達に教えたいと思い、この覺書を書いてみた。

それは今から約百三十年前の文政六年（一八二三）、紀ノ川平野に大きな百姓一揆が起つた時のことである。この百姓一揆は、瀧本誠一氏の「経済一家言」（経済論叢、大正七）や、木村靖二氏の「日本農民争闘史」（昭五）等に紹介され、最近では関山直太郎氏の「文政六年の紀州百姓一揆」Ⅱ新史料「蒼生一揆談」及「百姓一揆談」について（経済理論 昭和二十七日）が発表されている。又石塚祐道氏も「明治初期における紀州藩政改革の政治史的考察」（歴史學研究 第一八二号）の中の「紀州藩における領主的危期の様相」の章に、この一揆について

書かれてゐる。もうこれ以上の一揆について書く必要はないのである。教師の手に入りにくいく、たえ手に入つたとしても、その難しい言葉に参つてしまひ、その結果、どこか遠い所の歴史”を子供達に教えることになりがちである。ここでは背伸びして無理に使う様な言葉を避けて、これら諸研究が明らかにされた私達紀州の百姓一揆についてまとめたい。従つて新しい説を述べるような研究でなく、ただ違ふ点と云へば、今までの研究で用いられた”甲子夜話””百姓一揆談””蒼生一揆談””浮世の有様とは違つた新史料””南中一揆談””をもとにして考へて行きたい。という事である。”南中一揆譚”は和歌山県立図書館に所蔵されてゐる写本であり、美濃半載の大きき、一枚に十六行書いて表紙を除いて九十三枚のものである。へこの史料は昨年プリントして和歌山大學歴史學研究会より出した。筆者は誰かわからないし、題名の”南中”の意味も明らかでない。しかし筆者は紹介されてゐる”百姓一揆談”””蒼生一奇談””とは別系譜の記録で、これら二つの史料に見られるような物語的色彩が少ないため、資料的な價值が比較的高いと思われる。

今まで多く書かれた”村の歴史”が”孝問的批判に耐えないという強い批判が生まれてきてゐる。だから私達は勇氣を出して書かねばならない。子供達に君の、そして私達の祖先は、こんなにして幸福を求めたために力を合わせたんだ」と教えるために、私達の力です。私達の祖先の歩みを孝ばねばならないと思ふ。私達の孝校では、歴史を教へてゐる教師が自分の得意な問題を調べることにして、暇を見つけては史料を求め歩いてゐるが、本校學区内の古墳””鷺ノ森と一向一揆””紀ノ川平野の商品流通””城下町和歌山の姿”等の研究が一つのものにまとまつて行つた時、私達の”町の歴史”が生まれ、歴史教育の中にも生き生き

とした祖先の息吹を吹き込むことが出来るに違いないと思う。この“地蔵の辻”をめぐっても、その町の歴史の一部をなすものである。

二、一揆のあらまし

この百姓一揆のあった文政六年（一八二三）は、四月十七日から雨が降らなかつたために田植えが出来なかつた。「菅野家文章」の文政六年八月、「旱損所毛替改帳控」は、高野山領ではあるが、隣りあう紀州領にも通ずるものである。

植毛付割合		筆数
植付不能		5
毛付	5 %	3
"	1 0	4
"	1 5	0
"	2 0	8
"	2 5	2
"	3 0	8
"	3 5	8
"	4 0	2
"	4 5	0

毛 替		筆数
大豆作		9
小豆作		1
ソバ作		6
不明		8

ここに、僅かの用水を上流と下流の村々で奪いあい、村役人はこの百姓層の争いが起つてくる。和歌山藩をゆり動かした百姓一揆は、この用水の奪いあいが、五月二十九日の宮郷一揆より六月七日の粉河一揆までの用水奪いあいの段階と、六月八日の日の伊都郡一揆より十一日地藏ノ辻に至る藩当局に対する闘争の段階にわけられると思う。これから簡単に一揆の歩んだ道をとってみよう。

1 用水の奪いあい

宮郷一揆

名草郡宮組三十五ヶ村六万八千石をうるおす宮湯は、四月以来の

日照りのために水が来ず、田植が出来ない有様だった。五月二十九日、宮組七千人の百姓は、花山などに集まって、宮湯の夫頭（水役）鳴神村の市左衛門・清吉の両家を打壊し、更に上流にある小倉井堰・岩出六ヶ井堰を切り落して宮湯へ水を通そうとして、皆で押しかけ難なく切り落とした。その時「宮郷の百姓達が小倉庄屋を打ち壊す」という噂がたったので、庄屋は岩出組・田中組・池田組の大庄屋に加勢を求め、一揆を待ち受けていた。そこへ噂どおり一揆が押し寄せたが散々に破られ、死者まで出して日前宮へ逃げ去った。宮郷一揆がそこで相談しているところへ、和歌山城より使者が来て、「田を植付出きる筋を白紙御免定、其外氣不足に不出来の田地は見分の上宜敷取扱ひ遣すべし」と述べたので、百姓達は家へ引き取った。後は徒黨の罪も問われずに済んだ。

所が六月一日、山口村から加太までの百姓達が、「六ヶ井関、宮郷百姓の爲二切落とされし上は郡中へ水も来らず、我々が難儀至極、何にもせよ堰を元の如く堰直さん」と廻文を出し、百姓八百人ばかりが土俵などを持って出發した事件が起った。八ッ時に舟所村まで行った時に、代官が一揆を押し止めて、「早元之如く堰を直し置て水下るべし、其上当年旱にて毛付できる筋は皆なし、其余は其上御見分の上宜敷用捨を加へて取扱御免定下ケ有へし」と申し聞かせたので、百姓達も引取っている。『南紀徳川史』に「或人の記に、五月二十九日大納言様より思召を以高札にて、今日迄毛付出来不申田地は御赦免の旨立札にて触廻りたり」とあるのは、以上の事を裏書するものである。

亀池一揆

原村・紀三井寺村・毛見・布引など三十五ヶ村の百姓は、冬野村・内田に灌漑する亀池の水が下まで行きわたらないため、太田村（且来村）か〱瓦屋七藏などを打壊し、根来百人者を勤める小野田村（且来部、御山方と庄屋を勤とめる弟の十次郎の家を壊してから亀池堤を切落そうと相談したが、それが小野田村へ洩れてしまった。小野田村では隣の坂井村に加勢を頼み、鉄砲によって一揆を追い払った。又、百姓一揆談”にはその後の事件についてこう記している。

紀三井寺大庄屋楠右衛門、総勢を押しえんと出張致されしが、存の外大勢なれば取鎮めもなり難く紀三井寺へ飯りし跡、且来多田本渡り薬勝寺之百姓大いに怒り、紀三井寺役人出張なから乱妨狼藉いたした事こそ無念也、此方も押寄て大庄屋をはじめ紀三井寺中片端より打碎んと惣勢をあつめ

紀三井寺に向ったが、守り堅く、四日間両軍がにらみ合った。そしてこの事件も役人が出張して終わった。

北島一揆

北島一揆は六月二日（〱百姓一揆談”では六月四日）に起こっている。〱南中一揆譚”には、北島一揆がなぜ起ったかについて書かず、牢番としてその下役（広瀬の穢多）が伊勢右衛門等を召し捕りに来たことより書き始めている。〱百姓一揆談”には、〱宮郷より切落した六ヶの湯を閑留ねば北島の水田は百姓一揆とならん、六ヶの湯の閑留に行くと云った百姓達が、〱如何なる趣意が有けん、六ヶの湯の閑

に打碎いたために起ったとしている。これは前に記した山口村、加太の一揆と同質のものである。伊勢右衛門召捕の牢番を問いつめた結果、梶取村大庄屋南川長五郎が、「御代官所江願出村々ニ而両三人ツツ頭取之者を召取成候ハ、此騒動鎮ベシと申上」でたためとわかり、百姓達は怒って北島の堤に集って話しあつた。一方、逃げ皈つた牢番は、村中の者、広瀬穢多三百人を呼び集めて北島に向かつたため、町中大騒動となり、大手御門・京橋御門をはじめ町中の門を閉め、町の辻では通行人を改め、巖重な警戒をした。城中では評議の末、御先手物頭衆ら十人余りの物が北島に向い、川をはさんで一揆とにらみあつた。翌三日、一揆は長五郎の家、貴志組大庄屋を襲い散々打壊したので、役人側は夜九ツ時に出陣することになつたが、北島御殿奉行より百姓の願いを聞いた結果を報告して来たので、それを調べることになつた。その結果「百姓共之存念之趣尤ニ相聞、追而よきに取扱ひ可有間、早速引取らせとの儀ニ付」百姓に申伝えて引取らせた。しかし、伊勢右衛門ら六人は尋ね者になり、十四ヶ村へ北島に組しない様に誓紙を出させている。その翌日「村々植付出来さる所は白紙ニ而御免定御下ケ被成下、其余は見分之上取遣可申」と達しがあり、七日には「他所米勝手次第河入御免」と申し伝えられ、百姓は大いに喜んだという。伊勢右衛門は北島の顔役で、たいいていの喧嘩口論は彼の手で鎮められたと言われている。八人の信望もあつたようであるが、北島一揆の頭取の罪により、八月十三日田井ノ瀬で打首獄門の刑を受けている。

尚、注意すべきは、広瀬穢多が牢番の下役を勤めて領主の側に動員されたことである。彼等が伊勢右衛門を捕えに行った所、「我々御吟味之筋あればとて銘々支配在、其方等が世話に成べき筋にあら

ずーと云い、捕えようとすると「当村之百姓共大勢群り、熊手ニ而捕手の穢多を叩き廻し、難なく打すえ」ている。ここに、しいたげられた者同志がお互いに憎みあう様にし向ける分裂政策、身分制度の悲劇が見られるのである。

粉河一揆

中山粉河村では夏至を過ぎ、水が来なかつた。その毛付が終つたが、用水がに行つた所、水を盗まれ、水が過料として、麥三石、錢三貫文出させるから内済にしてほし、と申出があつた。だが、まだ中山村の次左衛門等、多くの者が用水を盗んだため、再び庄屋の家等十五軒を散々に打ち壊し、遂に次右衛門の家を始め、庄屋の直ちに手配して三人の者を捕えた。北島一揆のことで警戒中の役人が、和歌山の牢より解放された。

以上四ツの一揆の経過をたどつてきたが、共通しているのは、いれも用水の奪いあいであり、それが用水の管理、北島一揆では、消極的な態度ではあるが、年貢の減免、他所の自由販売を要求したように、ある。しかし、これら要求は、まだ総百姓の共通の要求として燃え上る。なかつた。自村の庄屋や大庄屋が攻撃された場合、百姓達は村の恥にならないと云つて助けに行つてゐる。その段階に見え、まだ高度の段階に上つた。発展は望めないが、一応おさまつたか、階段に見え、まだ一揆は再び立ち上つた。

た。伊都郡の百姓が、はつきりした要求を掲げて和歌山へ向うと、それに合流し、最早用水の奪いあいではない藩の政策そのものに対する闘争を、総百姓の名の下に展開して行った。

2 七ヶ条の要求をかゝげて、

伊都郡一揆は六月八日に始まる。『南中一奇譚』には次の様に記している。

近年百姓共一統御免定次第ニ高ク相成り其上当年は早にて田畑焼、其上橋本御仕入方役所ニ而は米相場至而高値、石二付九拾目位、塩壺俵二付七匁之相場なり。畑通り古荒等之吟味強く川上之末々迄も難儀なりと、右三ヶ村之者共（伊都郡大野・名倉・伏原）名前無き廻文を相談、半鐘を相流段々下筋江村贈りに廻しける。一味同心の村々は其趣高札被書付何村一味と、村役人共人足召連一揆を迎として罷出へし。若又違背之村々不残一時に打碎き申へしと、真先に紙幟を立て、村々を打通りける。

ここで、後に「國中惣百姓」の名で藩に要求した七ヶ条をあげ、その要求がなげ出て来たかをさぐってみよう。

百姓願之品々

- 一、南龍院様御代之御免定之通被成下候様
- 一、御仕入方御止被下候様
- 一、畑返り田地畑免に被成下候様
- 一、分水堤切御免之事
- 一、古荒し起し御免之事

一、傷毛御見分被成候事
一、米之口御明ケ被成下候事

右七ヶ條 國中惣百姓

未六月

要求を大きく分けると、御仕入方による専売に対する反対と、年貢を軽くする要求になる。

御仕入方やめろ

“南紀徳川史”には御仕入方の始まりをこう書いている。

御仕入発端之儀は、両熊野之儀辺土故稼き薄く、商人共へ利潤多くとられ、百姓弱り御年貢も滞候付、元禄十三辰頃より仕入相初り、専ら稼かせ候様様子御座候

御仕入方とは、物品を仕入れる意味で、人々に仕事を与え、その生産物を販売して利益を得る事である。最初は山林を購入して、人々に金や米を与えて山の仕事をさせ、伐った材木を製炭させ、その工費と駄賃を払う仕組であった。藩ではその生産物を和歌山、大阪、江戸に送って利益を得たのである。相当の利益をあげたらしく、藩の御勝手方への御立用金として、宝暦三年（一七五三）四万八千両、明和六年（一七六九）十三万二千四百七十七両、寛政八年（一七九六）三千四百七十七両、文化元年（一八〇四）一万七千七百六十五両が記録されており（石塚氏論文）、武士に対する貸付金もあったようである。従って窮迫を告げた藩財政をたて直すために、年貢を多くすること、御仕入方による専売の強化、儉約の奨励の方向に向ったのは当然である。専売の強化は御仕入方の性格の変化となつて現われる。熊野に設けられた當時は、伐木製炭業が主で

あつたが、だんく^くと種々の産物を扱うようになり、質屋業も営むに
たつてゐる。御仕入方にて取扱有之品々^々によると「炭・寒天并海草
共・唐弓^{つる}・酒造・米捌・紅花・金海鼠・懷炉并藥灰・醬油・乾鮑・海
糸・銅・和菜種并染草共・硫黄・毛綿・針^針」等三十五種程度の名があ
つてゐる。ここに、一揆に關係の深かつた橋本郷仕入方役所について調べるこ
とにする。橋本郷仕入方は文化十年（一八一三）七月に開かれた。『南
紀徳川史』にある御仕入方設立の許可願は次の通りである。

産物交易之儀、手広取計下々御救に相成候様、橋本へ御仕方取建、
吉野郷材木仕入、其外御救肥手之世話等御代官内存之通、手質又者
肥し等渡遣候得共、御救に相成其外他所へ^は国益^{から}を取られ候品にも相
考え、御国益御救に両全之業に相成候様取計^は可申心得に御座候、
乍併同所は人氣も不宣場所にも中奸之者共者、勝手に不宣候得は、
何歟と申唱候風儀に御座候得者、先御領分御仕入乏儀者跡へ廻し、
此節吉野郷仕入而已に打掛、其内百姓共へも業にて利害致納得候様、
速に取扱候様可仕と奉存候
これによつても御仕入方が最初から人氣であつた様で、だんく^くと取
扱う商品の範圍を拵げたのであろう。しかもその價格は高かつた。『南
中一奇譚』に「米一石九拾目」と書かれてゐるが、当時の米價は五十八
匁程度（地方史研究必携一五七）であつたらしく、名倉の米
屋が六十五匁で買入れた記録もある。法外な値段と云えよう。高野
山寺領に對しても藩權力を利用して無理に売りつけた記録も『南陽夢日記
史』に見えてゐる。更に『和歌山縣誌』に引用してゐる。『南陽夢日記
橋本ノ御仕入ヲ初メトシ所々二役所ヲ以テ、諸商ヒ共御仕入ト名付、

井上兵次郎ヲ以テ頭取役トシ、諸色値段ヲ引上ゲ、酒ハ勿論質株水車油紺屋ニイタルマデ新古株ヲ改メ、他国米ヲ差留所ニ出シ、改ノ米役ヲ差出シ、吟味ヲ強クシ、……百姓是ニ困窮シ……依テ万民悲シミニ堪ヘズ、上ヲ恨ムコト限リナシ。

この御仕入方のやり方は、たゞ百姓のみの苦しみでなく、町に住む商人も同様であつたと思われる。また和歌山藩では「津留め」と云つて他国米の輸入を禁止してゐた。享保八年（一七二三）「伊都郡・那賀・名草へ通行候控」には、「他国米留被、仰付候処、掠米入候風説有之候、右は村々其切条之吟味疎成故、掠米有之儀候条左之通申付候」と云つてゐる。こうして「津留め」をした結果、米價も高くなつたと考えられる。ここに百姓は勿論、商売に圧迫をうけた商人までも御仕入れの廃止、他国米の輸入を望み、共通の要求として浮び上がった。来たのも当然と言わねばならない。

年貢を少くせよ

次に年貢軽減について考えよう。「南紀徳川史」に示された紀州口五郡（名草・海士・那賀・伊都・有田）の石盛は、次表の如くである。

下下田	下田	中田	上田	上上田	石盛	高一反
一〇	四	七	八	一石九斗	一石八斗	一石八斗
一〇	四	七	八	一石九斗	一石八斗	一石八斗
下々畑	下畑	中畑	上畑	上上畑	石盛	高一反
七	一	六	七	一石八斗	一石八斗	一石八斗
七	一	六	七	一石八斗	一石八斗	一石八斗

注 検見にて一反歩の出来高を見積り、六公四民の方を以て予め収箇を仕出し、これを平均高にて除し、一石高の毛付免となし、毛付高に乘じ其数を田方貢米とせり。

この外にも二分米（百石に付二石）糠藁代米（一斗九升）差米（二石五

斗）口米（二石）郷役米（一石三斗）種貸米（四斗）外に小物成という様に、色々な名目によって年貢を取られた。紀州第一代領主頼宣の時代と文政年間の年貢について比較する史料を持たないが、

昔ヨリハ格別ニ田成畑通り免合ヲ引合ケ、新規ノ竿先を強クシ、新田竝ニ古荒レヲ起コシ、暫時ノ課役ヲ言附ケ、百姓是ニ困窮シ先祖

ヨリ持伝フル所ノ田畑ヲ売拂——（南陽夢日記）——

と書かれてゐる事によつても推察できる。

「畑返り田地畑免に被成下候様」の要求について考えると、「畑返りは、畑を普請仕田に仕立申儀にて御座候、田になり稲作を仕付候年より田方の免を受申候、其内田に仕普請大造有之、或用水を取候儀に付普請有之、入用多候へは、其積りを以五年七年間は其儘畑にて差置、追て田免を受させ申候」（南紀徳川史）とあつて、畑免より高い田免をすぐに取られた。しかし例外的に畑免が田免より高い所もあつた。「畑へも木綿を植候所々、其外御城下近辺などにて菜大根の類を作り候所々は、値段積り宣きに付、所により田方の免より畑免高き程の所も御座候」（南紀徳川史）はそのことを示している史料である。それはともかくとして、この要求は積極的に年貢を軽くしてくれと云うものである。

「分水堤切御免之事」については明らかでないし、「百姓共江御下ケ書附」にも触れられていない。関山氏の論文では「用水の仕切となつてゐる土地は免税の事」とされてゐるが元禄時代に、「井戸免」「堀免」が許されてゐることより見れば正しい見解と思う。

次に「古荒レ起し」については、

水荒之場模様替田畑に成候所は、百姓普請仕立毛を付其年より御年貢納申候、普請大造成文を鋤先と申候て、普請仕立毛を付候以後無年貢之年賦を極遣し、普請入用相応に無年貢之年数を免し普請爲致

候　――（南紀徳川史）――

とあるが、この年貢をとらないように要求しているのである。

最後に「傷毛御見分被成候事」について見ると、「地詰申候所々郡奉

行へ時々申渡^{元禄十年}」（南紀徳川史）に、「荒場所極り有之分は竿入、只

今見分之斗代を附、惣高へ可結、荒場所無之分は吟味之上可爲無地荒事」

と見えている。しかし見分は實際上余り行われなかつたらしく、「御免

定も先年よりは所に寄り一倍に相成、当毛荒シ御見分無御座――」（南

中一奇譚）とある。たとえ行われたとしても非常に厳しく、「旱損荒改

之儀、一坪に二合より三合迄荒に可相立、三合以上は上毛に可相立、一

ヶ村に五六石の荒は願出候ても改不申答」（南紀徳川史）という有様で

あつた。こうした中であつて、百姓達は年貢を少くする消極的な抵抗を示して

きた。当年は稲作格別之豊熟之趣に有之、所に寄追^而当毛荒傷毛等見合も

可有之、之等は土地之善惡に不拘、奸曲之者共免角引方申出、甚敷

賄賂を以役人を取込、役人も賄賂に泥み不当之引ヶ方致候儀も不少

趣、全く年来の流弊に有之」（南紀徳川史）

とあるのは検見をごまかすことが多かった事を示すものであり、又、遠

見、と云う検見の方法、つまり遠くから眺めただけで收穫をきめること

すらあつたと云われている。消極的な抵抗としてもう一つあげられるの

は、畑免が田免より低いことを利用して、田を畑にする、田返、が行な

われて、木綿を作る者に対して、「田方に作候木綿の儀は、作人勝手に致候

事につき、木綿の出来不宣候ても、前々より稲毛同断に任候」（南紀徳

川史」と強い態度を示している。しかし、「木綿作の者及難儀、近年は木綿作減候趣に相聞へ候、自今田方に作候木綿不宣敷年は吟味の上、切分け免申付候筈に候」とあつて、「切分け免」と云う特別な措置がとられるようになつた。こうした措置が行なわれるようになったのは、木綿栽培の不安定性によるものだらうが、その有利的な対する領主的關心から発するものとしても、「作人勝手に致候」非合法的な木綿栽培が、合法的なものまで高められて来たことを意味する。(広本満「那賀郡の綿業―幕末に於ける問屋制家内工業について」未発表研究)これらのことは、ごく消極的な抵抗ではあるけれども、やがて大きな闘争にまで発展する隠れた力であらう。

以上で百姓の要求についての考察を終えるが、これらの要求は最初からまとまった形で出たものではなく、多くの百姓達を一揆に巻こんでゆく過程で、共通の要求となつて現われて来たものではないだろうか。

和歌山へ荒れ下る一揆

以下簡単に一揆の経過をたどつてみたい。六月八日、大野名倉・伏原の百姓達によつて各村に一揆をよびかけたが、まず米の安売りを拒んだ才力屋長右衛門を打ち壊したことに始まる。名倉の米屋等十軒・大野村米屋五軒・名倉村大庄屋・孝文路村肝煎二軒・吉原村米役の家々・小田村・伏原村大庄屋を打壊し、七ツ頃橋本に入り、橋本御仕入役所を散々に壊した。

肝煎など、恋野村・上夙村米役・川上へ壊ち登り、赤塚村大庄屋・庄屋・妻村を壊し廻り、胡麻生村新五郎・垂井村・中下村・赤塚村・中島村米役・

・橋谷村嘉兵衛・慶ヶ野米役・紀三井寺峠米屋・米屋役等は一揆に酒や食事を助つてゐる。それから菖蒲谷村六軒・山田村庄屋・山塔村三軒・楠原村医者・市脇村杖突・浄土寺十四軒・中組大庄屋・入郷村を壊している。

川下へ下った一揆は名倉村を壊し、嵯峨谷川へ向かつた。そこで役人六十人ばかりと出会い、役人側が「此度百姓共一統願之すじ有之由、我々聞届すべし」と云つたので、百姓達は次の返答をしている。

当年は近年珍敷早にて、其上米ノ値段格別高値ニ而難儀、何卒他国御明ヶ被下度、畑地田成ニ相成故下へ養水行届不申候堰方嚴敷造用入増、其上樋留被仰付候ニ付百姓一統難儀致儀、御免定も先年よりは所に寄り一倍に相成、当毛荒シ御見分無御座、御仕入御役所是は御心之儘成御取斗ひ、凶年には百姓共一統差詰り困窮いたし候間、何卒御慈悲を以右願之通御聞届被成下候ハ、一統難儀在奉存候

役人は

相願候段之儀、我々早速引返し、若山表に言上及び、右願ひ相叶ひ候様ニ尤も取斗ひ遣間、此分引取可申、押而荒下なバ徒黨之罪遁れ

難し

と云つたけれども、百姓は

何分願之品御聞届無之内、何れ迄も罷こし引取申間敷

と強い態度を示したため、穴伏河原まで下つて待つ様に約束して早駕で和歌山に向つた。城中で評議が行われ、「他国より悪黨共不意に入こみ、国中の百姓を動かし、其虚に乘じ事を計らんもはかりがたし」として城下の警備を嚴重にしている。

その間にも一揆は荒れ下り、中飯降村歩頭・木綿屋・酒屋等を打壊し、総勢二万五六千人となつて、「螺貝・大鞍・半鐘叩立々鯨波を掲」げて

荒れ下り、佐野村酒屋・島村庄屋・紺屋等を碎いて、穴伏川原へ向った。そこには三万八千人ばかりが集まり、其上に名手粉河の者が加わって約五万人になった。それより名手に向い、

名手村江人を馳而遅参之村々惣打碎と申頼れば、村々あわて騒て取物も取あえず庄屋・肝煎人足引連、我も我もと馳来る。され共目さず大將としてはなしと雖も、皆々益々手を突キ頭を下ケ、何村□御味方に参上仕候、遅参之罪御免下被と追々馳加わりければ、猶々勢強くなった。

名手より粉河に向った一揆は

粉河之人気荒しとハ兼て石打杯ニ而人々知る処なれば容易には入難

しと見合せいる所ニ、かしらの善吉鍛冶儀其外数十人粉川村一味同

心可致との高札を持参しけれハ、此上心置処なし

と入りこみ、小間物置・米屋等を打壊した。

ここで考えねばならないのは、この一揆が農民のみでなく、町の商人、貧窮人をも巻きこんでいったことである。飯米の確保は百姓にとっても、小売人・貧窮民にとっても共通の願ひであり、又、御仕入方の専売による物價騰貴も同じことであつたろう。更に御仕入方による商人の圧迫も、百姓一揆と町人一揆を結びつける要因であつたに違いない。ここに、この一揆が「こぶち騒動」と言われた理由もあつた。一揆は粉河町で八塚常左衛門に米一石四十目に売る事を要求し、実行させた。

一揆ここより本道と根来街道に分れ、道々村役人・米役・大商人等の家々を行き当り次第壊しながら下つた。本道を下つた一揆は、六月十一日岩出口前所に乱入して打ち荒し、小倉村満屋へ着いたのは、十一日四ツ時であつた。そして『先勢三万斗り駅に掛んとせし所ニ、御城下口御勘定奉行衆下條伊兵衛殿同心廿一人・御勘定吟味役立石仙五郎・稻原三

藏御三人、此度何れも平日の出立ニ而馬ニ打乗、道具持狹箱其外人数を減し馳られ、御書付数通を指出し、此度百姓共願筋聞届候条、早速引取可申由ニ而、右書付組々呼出し被渡候処、百姓共此書付見て印形もなき御書付頂戴して何かはせんと御書付をば戻し、無益之詞ニ隙取んよりハと『更に吐前村・布施屋村を打壊し、八軒屋で根来街道を進んだ一揆と合流し、十一日八ツに地藏ノ辻に到着したのである。

地藏ノ辻

地藏ノ辻には、大筒二挺を先頭にすえ、後に大筒三百五十挺、和歌山城より繰り出した武士数千人が控えていた。ところで『南中一奇譚』には姓一揆談の文を比べてみたい。まず『南中一奇譚』には

地藏ノ辻弓手馬手に充滿せし一揆の大勢追々に荒下り一息繼て向ふを見れば、諸役人衆嚴重之備一目ニ余り初て驚く。諸役人衆も暫く相扣へたる時、御目付伊達数馬・町奉行土生広右衛門・御目付宮寺田勇吉三人、何れも御供廻りを退け其身斗諸勢之中江進ミ寄出、馬より下り床机ニ掛り扇を揚て大勢を招き、鎮れ鎮れと呼ハリけれ共百姓共暫し鳴を鎮める折から、右三人の内土生殿一人陣笠脱捨、床机を放れ。一揆共に向ひ、今年八万而旱魃之折柄一統難儀ニ及ぶと先達而承知は致すと雖も、猶其品遠慮なく申へし、余一命にかへて取扱遣すべしと被申ければ、一揆の内中年の百姓膝を折て申けるは、左様被仰聞御方様は何れ様ニ而候哉と尋ける。其時、余は御城下町奉行土生広右衛門也。郷中之儀は余預りならず共、諸人之難儀見るに忍ず。今日諸役人ニ抜んで其子細を導也。猶又御城下江一足も参る事罷成らず。御手当見よと在ければ、百姓共平伏し、左様なら

ばと一通の願書を懷中口取出し是を差上候。其文言二曰（註、前掲に付略す。）

右之書付土生広右衛門受取披見して被申けるは、別紙願之品承知せしむ。今日馬繼^ニにおいて、御上口御書付相渡候処、印形無之、一統

不心得趣相聞候共、都而上口御下ケ之印形無御事候は之有。

一、印形無之、偽之間安心可致と御書付読聞せ、猶写し御下ケ二付一統難在相鎮りけり。

百姓共江御下書附写し

一、他所米之儀は

南龍院様御代口之事二候得共、米値段高値之節は勿論可免遣事、御下紙二最早此節差免し候との事。

一、御仕入方之事

一、古荒起之事

一、田成之事

一、傷毛之事

右七ヶ条共難儀に不相成様斗可遣候間、難儀之条々可認出事

一、免合之事

南龍院様御代之通被成下候様との願聞届候間、其節之免合荒高等書付被差出事

斯之如く御書付写し組々之百姓江御渡在之候へ共、一統難有奉存候

と皆々大地江平伏し鎮返りて在けれど、其時土生殿申されけるは、

其方共願之品々聞届、写し御下ケ被下候上は一統申分有間敷、尤、

上ハ清直ニにして万民を憐ミ思召之事御子之如く、其方共か妻子を

おもふ上下の差別有るといへ共、別而替る事なし。又当年旱魃とは

云ながら、是天之災のなす所也。上ニも諸神諸佛へ御祈禱在て、聊

も御如才無之苦勞ニ思召事限なし。只此上は一刻も早旧里へ引取農

業油断なく相動き無事成妻子にも安堵さすべし、猶又引取之道筋随

ふん神妙ニ致し、がさつ成振舞いたすべからず、と子児ニ云聞す如く被申しかば、土生氏之仁徳をかんじ恐入、皆々難有思ひ一礼をのべて六月十一日七ツ頃皆々旧里之村々江引取ける。

次に「百姓一揆談」には

御城下の四方八方海陸とも嚴重に御備へ遊され、寄来る大勢待掛ければ、何にも知らぬ大胆不敵の百姓原、えいえい声にて押くるを、土生広右衛門殿馬乗り出し、同心に堀三藏三間柄の自身の鎗りうりうと打振り、寄来大勢を四方へさとおつひらき寄らば突んと構へし勢威儀勃然とあたりをはらふてみえければ、百姓共は口口はいのう笠拔捨て、大地へはつと蹲踞る。

其時土生広右衛門殿雲霞のとき百姓原に打向ひ、其方共恐多も御法度を相背き、徒黨を企、剽御城近推出事言語道断不届至極也。岩手ニて喰留飛道具を以鑒にするは安けけど、御上様には只親に子の甘事恨に思召れ、御仁心御慈悲を以只今は免也。其方共願之通追て致出すべく間、早々引取れやと大音に呼ばれば、数万の百姓頭に大雷の落かゝる如く、御備への嚴重戒に、鎗長刀の目に映してかうかうたるに氣も魂も奪われて、一言一句も出はこそ大地へはつと平伏して有難涙を流し、皆々御代万代うたいつつ悦び方、在所々々へ引取しは目出かりける次第也。

右之節、何者かしたりけん地藏の柱に

六道みちびく地藏の辻なれど

しゆうのちまたに迷う大勢

可笑しかりける落首なり。

今一つの史料「甲子夜話」に採録されてある「久居藩密使の聞書」には、十二日未之刻頃、御家老三浦長門守様代り御同人御子息初山鳥へ高

力〱周防守殿・山中筑後守殿・取次に因幡三藏其外諸役人凡三百人計りにて御出張、取次三藏より高声ニ而被聞候は、願敷筋有之は其儀相認可差出と有之候処、願之ケ条に

一、免合之事

一、荒高之事

一、新田高盛之事

一、諸色御仕込之事

一、痛毛之事

右五ヶ条之儀は、御先祖南龍院様御時節之通に被仰付度旨申上候処、願之処御聞届之趣に而、其時節之免合並荒高等書出、追々村々可指、出と被仰渡候に付、百姓共不残引取申候。尤紀州之儀は是迄他国より米買入儀は不相成、出候儀は勝手次第之処、此度出入勝手次第に相成、橋本村に而水騒動迄は、米一升到付代銀七分六七厘に御座候処、只今にては代錢丁五十に相成候。

この三つの史料のうちどれが真実に最も近いのであろうか。「大地へは」と平伏して有難涙を流し、皆々御代万才うたいつゝ、「村々へ引取った」という「百姓一揆談」は、少なくともこの場にふさわしくないものと云えるだろう。関山氏は、町奉行にすぎない土生広右衛門が要求に即答する筈はなく、翌十二日に三浦長門守の嗣子が代理として派遣された、城中で評議しており、かし農民達の要求が既に嵯峨谷川で役人に伝えられ、城中考えるものと、即答も可能ではないだろうか。「南中一奇譚」の記事もうなずけるものがあるようである。しかし、いづれの史料も各々ある立場に立っているため、この場面をみていた地藏さんがそれを語らぬ以上、今はそれを明らかにすべくもない。

それにかく、一揆はこうして終った。そして百姓達の要求は大体受け入れられたと云えよう。橋本御仕入方は、そして百姓達の要求は大体受け入同所之儀者人氣甚不宣付、御仕入方出張所此節引取らせ度、依て別

段之御殿預り被仰付候様にと文政七申年十月頭取より之内存進達之
処、翌八酉年二月許可あり、依て同年三月御代官へ引渡し、諸役人
共六日に引払ひ（南紀徳川史）
という結果になって、他所米の輸入も許されて、百姓達の勝利となった。
だが問題は年貢軽減の項目で、果してどれだけ実行されたかがわからな
い。

3 処 刑

藩では直に“盗賊”を召捕に出発し、各村々で捕えた者を粉河で吟味
して、召捕縄付三十七人は和歌山へ、手沓五人組預りは其村へ預けた。
北島より橋本までの間で召捕へられた人数は二百八十人余で、和歌山大
牢に假牢を建て、収容した。処刑は六月廿七日より始まった。（“百姓
一奇談”では七月九日八軒家となっている）以下処刑者の名を示すと、
六月廿七日、田井之瀬御仕置場二而打首之上獄門十貳人名前左之通
伊都郡名倉村 大工仙藏・同村利兵衛、上那賀西野村 孫三郎、
同郡市場村 次郎吉、橋本組橋谷村 勇次郎、那賀郡西野村 金
助、伊都郡佐野村 新介、外廿五人打首斗二而礼無也。

名前略之
伊都郡佐野村 皮田 源左衛門、那賀黒土村 久米藏、同郡三谷
村 政太郎、同郡古和田村 皮田 吉兵衛・同儀左衛門、今一人
名前不知
この氏名以外に、北島一揆の伊勢右衛門等六名、六月十七日有田郡宮
原組の一揆の十人を入れて、合計三十三人が処刑されている。彼等は全て

「盗賊相働候付」捕えられたとされていて、徒黨の罪に問われていない。この一揆の原動力になったのが彼等であつたことは間違いないだろう。し、だからこそ「盗賊」の汚名をかぶせて処刑したと考えられる。「百姓一揆談」には一人一人の罪状を記しているが、次の様である。

其方儀徒黨に加わり所々打碎、右場所にて色品盗取候始末、不届至極に付、家財欠所之上死罪申付者也。

更に「元は海士郡加太浦長兵衛倅長藏」「藝州出產、当時伊都郡はら谷村にて假住居勇次郎」「大工仙藏」「上那賀郡粉河村無宿当時池田組三百姓ではなく、より下の階層の者であつたことを明らかにしている。特に注意を惹くのは、伊都郡名倉組仙藏三十一才・同利兵衛三十四才の場合である。（百姓一揆談）

其方儀同村申合西福寺門前にて寄合同村米屋を打碎、追々人数集り橋本村御仕入方役所を打碎、岩出番所をも打碎、其上御城下迄所々頭取打碎候始末、重々不届至極に付斬罪梟首申付者也。

この罪状より見れば、この二人が首謀者であつたと思われる。しかしながら、首謀者と云つても表面には余り出ず「目ざつ太將とてはなし」と書かれてはいる様な存在であつたらしい。これらの処刑者は裕々と死についた。

料の数数重なりし数太郎

命の数のなきと悲しき「百姓一揆談」

と狂歌を詠んで死んでいったと伝えられる下人数太郎の態度は、一揆の最後をかちとつた者の最後にふさわしいものである。

三、あとがき

私達の祖先は、自分達の幸福を奪う者と堂々と戦った。「柱を伐瓦を飛ばし、諸道具を打碎き衣類を引裂き、火ちりめん織物類を引裂いた一揆も、「金筆筒を打碎て一歩小判を歩小判を蒔散しけれ共、唯在て南鐐一歩拾ふ者もな」かつたのである。「少し而も金銀に目懸る者は打殺さん」と約束し、又「印形もなき御書付頂戴して何かはせんと御書付をば戻し」た百姓の態度は、単なる一揆ではなかったことを思わせているものである。

地藏ノ辻の地藏さんは、今も昔も変らぬ姿で、自分達を見守っている。しかし、その前で武士と堂々と対決した百姓達の血と汗と涙の歴史を知る者は少ない。この「覺書」は史料の關係から、ごく表面だけの一揆を調べたに過ぎないけれども、歴史教育の面にくらかも役立てば幸いである。その場合「百姓一揆よいことだ」とか「いや悪いことだ」と云うよりは、「なぜ起つたのだろう」「祖先の願いは何だつたのだろう」と考え、その「願い」を「現実」にしてゆくためにはどうすればいいのかを考えよう。

私達は今「自分達は仲間じゃないか、話あおうじゃないか」とよく云う。これこそ私達の「願い」や「夢」を「現実」のものにする大きな力であることを、子供達にも考えさせ、私達自身も考えねばなるまい。

城下町の名残りとをぐめてゐる古い傾いた家々を前に地藏ノ辻の地藏さんは、今日も赤い頭巾をかぶり赤い前掛、赤い袋をつけて立っている。そこに祖先の輝かしい歴史と今の人人の心からの願いを見られはしないだろうか。

附

記

夏休みも終りにせまった頃慌ててまとめまし
た。これを書くために参
考にさせて頂いた研究をされた方々
に、厚く御礼を申し上げます。上
げると共に、私
達の「町の歴史」を書いてゆく勉強
に、力をかけて下さる様お願
いいたします。
(一九五五、八、三一、)

後記

本稿は昭和三十年十二月一日、河出書房発行、民主主義科卒者協会編集、「歴史評論」一九五五年一〇・一一月号に収録されている。右雑誌を日高等卒校書記、谷口幸雄氏から借用して之を写す。

昭和三十五年九月十一日 写了

清水 長一郎

活字化を終わって

紀州藩でも農民一揆があった事は知っていたが、文政年間（藩主治宝）に、旱魃から紀ノ川・有田川流域でこの様な大規模な一揆があったことは知らなかった。『和歌山県の歴史』（山川出版社・二〇〇四）にも解説されているが、この文献はさらに詳しく調査されている。父の残した史料の整理を進めているが、まだ〈勉強不足を痛感した次第である。

平成十六（二〇〇四）年十一月十七日

清水 章博